

日本地域学会広報委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会（以下、本学会）会則（以下、会則）第 4 条第 6 号の規定に基づき、本学会の広報を行なうために必要な事項について定める。

(広報委員会の設置)

第 2 条 会則第 20 条第 2 項の規定に基づき、本学会に広報委員会（以下、委員会）を設置する。

(委員会の業務)

第 3 条 委員会は、本学会の広報に関する以下の業務を行う。

- 一 本学会ニューズレターの企画、編集および発行
- 二 本学会ホームページの企画、編集および運用
- 三 本学会新入会員勧誘キャンペーン
- 四 その他、本学会の広報にかかわる業務

(委員会の構成)

第 4 条 委員会は、以下の委員会委員（以下、委員）によって構成される。

- 一 事務局長
 - 二 常任理事
 - 三 本学会会長（以下、会長）が委嘱する若干名の会員
 - 四 事務局長の推薦に基づき、理事会が承認し、会長が委嘱する若干名の会員
- 2 委員会に委員長 1 名および副委員長 2 名をおく。
- 3 事務局長は委員長となる。
- 4 副委員長は、委員長の推薦に基づき、理事会が承認し、会長が委嘱する。
- 5 委員長は委員のなかから各々若干名の東部担当および西部担当の委員を指名する。
- 6 委員の任期は、本学会役員の任期に準ずる。

(委員長の職務)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、主宰する。

(副委員長の職務)

第 6 条 副委員長は、委員長に事故のあるとき、委員長が委員会を主宰するのに支障のある案件が議題となっているとき、あるいは委員長の委嘱により委員長の職務を代行する。

(委員会幹事)

第 7 条 本学会事務局幹事は委員会幹事となる。

(細則)

第 8 条 委員会の業務を遂行するのに必要な細則は理事会の議決を経て別に定める。

(改正)

第 9 条 この規程は理事会の議決を経て改正することができる。

附則（平成 11 年 4 月 18 日制定）

(施行日)

第 1 条 この規程は、制定の日より施行する。